

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社増岡組  
広島県広島市中区鶴見町4-25

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和5年5月11日～令和5年7月10日（2ヵ月）  
四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由

社員が、広島県が発注した県立高校改修工事の一般競争入札をめぐり、公契約関係競売等妨害と贈賄の疑いで広島県警に逮捕され、公契約関係競売等妨害と贈賄の罪で起訴された。

このことが、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

「工事請負契約指名停止等措置要領」  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止の期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く。） ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は控訴を知った日から  1ヵ月以上12ヵ月以内